

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A事業所における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和47年10月6日）及び資格取得日（49年10月9日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月6日から49年10月9日まで

私は昭和45年9月24日から平成11年3月31日に退職するまでの間、A事業所に正社員として継続して勤務していた。しかし、ねんきん特別便によると、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとしている。

申立期間は、A事業所により、休職を命じられ、海外へ派遣されていた期間であるが、同事業所では海外派遣中も厚生年金保険に加入させる取扱いであった。

申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間を含む昭和45年9月24日から平成11年3月31日までの間、A事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A事業所保管の申立人の履歴書により、申立人の主張のとおり、申立期間は海外へ派遣されていることが確認できる。

さらに、A事業所に照会したところ、「職員を海外に派遣する場合の身分は休職となるが、厚生年金保険には継続して加入させることが当事業所の規程に

より定められており、派遣中も当事業所から給与は毎月支払われるため、毎月の給与計算の都度、雇用保険料と一緒に厚生年金保険料も控除されていたと思う。」としており、社会保険事務所の記録において、申立人と同様に、申立期間とほぼ同時期の昭和46年11月から49年7月まで海外に派遣されている同僚の厚生年金保険の被保険者記録は、厚生年金保険被保険者資格を喪失すること無く、継続して加入していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事業所における申立期間前後の社会保険事務所の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年10月から49年9月までの保険料の納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事務所における資格取得日に係る記録を昭和53年11月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年11月16日から同年12月16日まで

私は、昭和47年3月から現在までA社に勤務しているが、社会保険事務所の記録では、申立期間について、厚生年金保険の加入記録が無い。

この期間は、A社本社からA社B事務所へ転勤した時期であるが、離職した覚えは無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社保管の労働者名簿及び同社発行の在籍証明書並びに雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和47年3月から現在に至るまで、A社に継続して勤務していたことが確認できるとともに、A社の供述では、「申立人は、労働者名簿で53年11月16日にA社本社からB事務所へ異動している記録があり、同日が資格取得日である。同年12月16日付けの資格取得届は間違いであり、事務手続のミスである。」としている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管するA社B事務所に

おける厚生年金保険被保険者資格取得時の健康保険厚生年金保険被保険者資格得確認及び標準報酬決定通知書により、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「厚生年金保険被保険者の資格取得届を誤った。」としていることから、事業主が、昭和53年12月16日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から53年3月まで

私は、昭和45年3月にA市で理容師免許を取得し、その後は、A市、B市内の理容店に勤め、それぞれの勤務地で国民年金保険料を納付してきた。

見習期間の昭和46年以前は収入が少なく、保険料を納付できなかったが、46年4月以後は、A市では郵便局で、C市では私の父親が郵便局で、D市では銀行で、E市では郵便局で国民年金保険料を納付したことを覚えている。

申立期間について未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年9月5日から48年1月23日の間にD市で払い出されていることが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間のうち、46年4月から47年11月までのA市及びC市に在住していた期間当時においては国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、D社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の申立人の欄には「不在」と記載されていることが確認でき、申立人の前後20人の国民年金保険料の納付状況を社会保険庁の記録で調査したところ、「不在」と記載された者で国民年金保険料を納付している者は確認できない。

さらに、申立人のその後の転出先であるE市の国民年金被保険者名簿では、昭和51年9月13日付けで、納付書が発行された記載が確認できるが、その後に申立人に納付の督促がされた形跡が無く、54年12月26日には不在被保険者とされていることが確認できることから、申立人は、

52年ごろから所在不明となっていたものと推認され、納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができなかったと考えるのが自然である。

加えて、申立期間は、84か月間と長期間である上、申立人が、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 12 月 1 日から 60 年 3 月 19 日まで

私は、昭和 59 年 6 月 1 日から同年 11 月 30 日まで、B 事業所に一般事務の臨時職員として勤務し、同年 12 月 1 日から翌年 3 月 18 日までは、同敷地内の C 事業所で同様に一般事務の臨時職員として勤務したにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、C 事業所の厚生年金保険の加入記録が無いとのことであった。

A 社の在職証明を提出するので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出を受けた A 社作成の在職証明により、申立人が昭和 59 年 12 月 1 日から 60 年 3 月 18 日までの間、C 事業所の臨時職員として勤務していたことは認められるものの、A 社では、賃金台帳等関係資料は廃棄しており、申立期間中の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除状況等は不明としている。

また、A 社提出の臨時職員在職一覧により、申立人と同様に、申立期間中に臨時職員として在職していた者 34 人のうち、厚生年金保険被保険者の記録が確認できない者が 12 人見受けられることから、臨時職員のすべてを厚生年金保険に加入させていたわけではないと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する C 事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い上、申立人が、申立期間直前まで在籍していた B 事業所の健康保険厚

生年金保険被保険者原票においても、申立人の被保険者資格が昭和 59 年 6 月 1 日から同年 12 月 1 日までの間、確認できるのみであり、申立期間中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いなど、申立人が申立期間中、厚生年金保険の被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年8月17日から同年12月29日まで
② 昭和58年4月1日から同年12月29日まで
③ 昭和59年4月1日から同年12月29日まで
④ 昭和60年4月1日から同年12月29日まで
⑤ 昭和61年4月1日から同年12月29日まで
⑥ 昭和62年4月1日から同年12月29日まで

私は、昭和56年から平成6年まで、A株式会社で季節労働者として勤務した。56年は2月から12月まで、その翌年からは毎年4月から12月29日ごろまで、単身でB都道府県に赴任し、同社において、昼夜2交代で勤務したと記憶している。

しかし、社会保険庁では、私のA株式会社における厚生年金保険被保険者記録が昭和56年2月17日から同年8月17日までの期間及び57年1月27日から58年3月27日までの期間しか無い。

私が毎年勤務していたことはもとより、厚生年金保険料を給与から控除されていたことは間違いないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和56年から平成7年までの期間に、断続的にA株式会社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A株式会社における当時の上司は、「当社で雇用していた多数の季節労働者については、本人の希望を踏まえ、そのすべての者を厚生年

金保険に加入させていたわけではない。」と供述しているところ、現に、申立人が挙げた同僚3人のうち2人についても、同社における厚生年金保険の加入記録が確認できない上、当時、申立人が厚生年金保険の加入を希望していたかどうか分かる資料も無い。

また、社会保険事務所が保管する特殊台帳及びC市保管の国民年金被保険者名簿の記録により、申立人は、申立期間を含む昭和50年11月から63年1月までの期間、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できるところ、57年11月に、厚生年金保険との重複加入が判明したため、国民年金保険料が還付されているにもかかわらず、その直後に当たる申立期間②以降においても、申立人は、国民年金保険料を納付し続け、さらには国民健康保険にも50年11月18日から平成20年4月1日まで引き続き加入していることが確認でき、「申立期間について厚生年金保険に加入し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。」とする申立人の主張は不自然さが見られる。

さらに、社会保険事務所が保管するA株式会社の被保険者名簿及び社会保険庁の電算記録では、申立人の被保険者資格が昭和56年2月17日から同年8月17日までの期間及び57年1月27日から58年3月27日までの期間確認できるのみであり、この期間後に当たる各申立期間中に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いなど、申立人が被保険者であったことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、所得税源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月から同年 12 月まで

私は、A社に配達員として採用され、昭和 38 年 3 月から同年 12 月まで住み込みで働いた。当時店舗と事務所には、専務家族の住居が併設されており、一緒に食事した記憶がある。

厚生年金保険料を給与から控除されたことを証明する給与明細書等はないが、勤務していたのは事実なので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社における上司1人の供述、及び申立人が所属していた同社の野球チームの写真により、勤務していた期間の特定はできないものの申立人が、同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、A社は既に廃業しており、申立人の同社での在籍期間及び申立期間における厚生年金保険の加入状況並びに保険料の控除状況等について確認することができない。

また、申立人は、申立期間当時の上司、同僚等の名前を明確に覚えていない上、同時期に在籍していたと考えられる同僚等もほとんどが、申立人のことを覚えていない。

さらに、同社の元事業主及び上司は、「採用してもすぐに辞める者もいたので、1か月から3か月程度の試用期間経過後に厚生年金保険に加入させていた。」と供述しており、短期間で退職する従業員は、厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがわれる。

加えて、社会保険事務所が保管する A 社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が申立期間中に厚生年金被保険者資格を取得した記録は確認できず、申立期間及びその前後の期間において健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。